

## 中1女子の遺族

### 市などを提訴

浜名湖ボート事故

記 西野 友章

浜松市の浜名湖で2010年、野外体験学習中の愛知県豊橋市立章南中学校1年生らが乗ったボートが転覆し、私の娘西野花菜（当時12）が亡くなった事故で私たちが豊橋市や体験学習を受け入れた施設を設置した静岡県などに損害賠償を求める訴えを名古屋地裁豊橋支部に起こす方針を固めました。

訴えを起こすのは父親の私と母親の光美です。訴える相手は体験学習を実施した「静岡県立三ヶ日青年の家」の運営を県から委託された指定管理者の「小学館集英社プロダクション」（東京）も含めました。

事故当時は荒天で、生徒は体験学習のプログラムで手こぎボートの訓練を受けていました。私たちは中学校にも訓練が安全に行われる配慮する義務があったと主張しています。

【2012年4月15日朝日東京参照】



## 浜名湖事故遺族

### 豊橋市を提訴

記 西野 友章

私たち両親が豊橋市や体験学習を受け入れた施設を設置した静岡県などに損害賠償を求める訴えを起こす方針を固めました。17日に記者会見し明らかにします。訴える相手に、体験学習を実施した「静岡県立三ヶ日青年の家」の運営を県から委託された指定管理者の「小学館集英社プロダクション」（東京）も含めました。

【2012年4月15日朝日大阪参照】



浜名湖ボート死亡事故

### 両親が豊橋市など提訴へ

記 西野 友章

訴えを起こすのは父親の私と母親の光美。訴える相手に、体験学習を実施した「静岡県立三ヶ日青年の家」の運営を県から委託された指定管理者の「小学館集英社プロダクション」（東京）も含めました。事故当時は荒天で、生徒は体験学習のプログラムで手こぎボートの訓練を受けていました。私たちは訓練は「学校の正課の授業であり、教育活動そのもの」として中学校にも安全配慮義務があったと主張しています。

【20102年4月15日朝日福岡参照】



### 浜名湖ボート転覆死亡で遺族

## 県に賠償提訴を表明

事故は荒天の中、野外体験学習が実施される中で発生。同中学校の1年生らが乗ったボートが転覆し、私の娘花菜が水死しました。訴える相手は豊橋市のほか、体験学習を実施した「県立三ヶ日青年の家」の設置者である県、施設運営を委託した「小学館集英社プロダクション」（東京）。私たちは6千万円を超える請求額を検討しています。

豊橋市教育委員会は一貫して、三ヶ日青年の家に一義的な責任があると主張。「静岡の施設のプロに任せる中で、事故は起きた」（佐原光一市長）としています。

静岡県教委が4月に示した教員向けマニュアル案は「学校の責任で教育活動が行われる」としています。

私は「提訴は本意ではないが反省して学校が再発防止に取り組んでくれるなら娘の死は無駄ではなかったと思える」と話しました。

【2012年4月18日朝日静岡参照】



6000万円の損害賠償を求める見込みです。

私は豊橋市に謝罪を求めていますでしたが今月13日に来た佐原光一市長の回答に謝罪の文言がなかったため、提訴を決めたといっています。

私は「悪天候を見て、校長が研修を止めると言えば娘は救われたのに、市は謝罪しない。司法の場で認識を改めてもらうしかない」と訴えました。

静岡県について、私は「責任と謝罪の姿勢を見せ、再発防止に取り組んできた」として、「被告に含めるのは本意ではない」と繰り返し返しました。事故の連帯責任を問うには含めざるを得ないとなりました。

佐原市長は「ご両親に誠意が伝わらず残念に受け止めている」静岡県教委の社会教育課長は「施設設置者として責任を感じており、改めておわびする。二度と同じ事故が起きないように全力を尽くしていく」とコメントしました。

【2012年4月18日読売新聞参照】



## 中学生の両親が提訴へ

### 運営会社、県、豊橋市相手取り

記 西野 友章

代理人の小林修弁護士によると、ボート研修を実施した三ヶ日青年の家を運営する小学館集英社プロダクション（東京）、青年の家の設置者である静岡県、学校設置者である豊橋市の3者が安全配慮義務を怠ったとして、約